

18

D
1087

財産税及び臨時財産調査令関係想定問答

大蔵省
主税局

目次

一、財産税の課税の実績及びその後の更正決定の実情如何

二、賠償指定施設等に対する課税状況如何

三、賠償指定施設等に対する課税状況如何

四、賠償指定施設等に対する課税状況如何

五、賠償指定施設等に対する課税状況如何

六、賠償指定施設等に対する課税状況如何

七、賠償指定施設等に対する課税状況如何

八、賠償指定施設等に対する課税状況如何

九、財産税法の一部改正により財産税の課税見込如何

- 一〇 臨時財産調査令による申告状況如何。
- 一六 臨時財産調査令によれば、同令により申告されな
 没収しない理由如何。
- 一七 臨時財産調査令を廢止して、未申告の財産の全部につ
 いてその財産調査令を解除してはどうか。
- 一八 臨時財産調査令により申告しない財産につき、証
 書面を呈示はどのようにな手続に義務を課すか。

一六 同

答

財産税の課税異議及びその後の更正決定の異情如何
 財産税の納税義務者は二一二万五千（内同居親族一六五万八千）
 その課税価格は一二一九億 三二百万円税額四一八億一二百万円
 であつて、その更正及び決定の状況は、更正に係る納税義務者数
 四三四千（内同居親族三二一千）更正により課税価格において五
 八億円、税額において三一億三百万円の増加を示している。ま
 た、決定に係る納税義務者数は一四万五千（内同居親族一〇万八
 千）、決定に係る課税価格四一億八百万円、税額は四億一百万
 円となつている。なお、賠償指定施設等課税延期財産についてそ
 の帰属が明らかとなつた際にその課税をすることにより、今後も
 更正決定が多少予想されるわけである。

三問 賠償指定施設等に対しては、財産税課税上如何に取り扱われているか

答 財産税の課税上、賠償指定施設等に対しては、その帰属が明らかとなり評価ができることとなつた際に、その評価方法を定め、これにより財産税を課税することとなつてゐる。すなわち、調査時期において賠償指定施設等であつたものについては、課税価格の計算上一応これらの財産の価額を除外して財産税を課税し、これらの財産についてその後その帰属が明らかとなり評価ができることとなつた際にその評価方法を大蔵省令で定めることになつてゐる。しかし賠償指定施設等を有する者で財産税の納税義務のある者は、この大蔵省令で定める評価方法により課税価格を計算し、評価できることとなつた日以後三月以内に申告書を税務署に提出して納税することとなつてゐるのである。

四問 賠償指定施設等に対する課税状況如何

答 財産税の課税を延期されてゐる賠償指定施設等とは、(1) 外財産等の報告に関する省令第二條に規定する在外財産、(2) 賠償指定施設(3) 連合国外財産(4) ドイツ人財産(5) 野戦郵便局等に預け入れた郵便貯金(6) 外債表示の内地預金、(7) 外地で元金の支払をする登録国債(8) 生命保険契約に関する権利のうち、中国連合準備銀行券等外地通貨で払い込まれた保険料に相当する部分(9) 終戦以後朝鮮からの送金等に因り生じた預金(10) 臨時會合等報告令により報告された會合で連合国外領事部隊の管理下におかれてゐるもの(11) 閉鎖機關の発行に係る社債、株式等及び特別經理会社に対する債権等で旧協定に属するものであるか、このうち、既に連合国外財産、ドイツ人財産、閉鎖機關の発行に係る社債、株式等及び特別經理会社に対する債権等でその価額を算定することとなつたものについては、その算定かできることとなつた都度、その算定方

法を定めてゐる。現在、賠償指定施設等の価格が具体的にどの程度
の解となるかは不明であるか、賠償指定施設等で既に課税価格
を更正決定し得るもの見込額は、約四百件、課税価格で七百万
円程度と推定されるか、今後講和に伴つて、これらの財産につい
て帰属が明らかとなり、その価格を算定できることとなるものと
考ふる。

四問

答

賠償指定施設等には具体的にどのものがあるか
賠償指定施設等は、終戦に伴い財産の処分の制限を受けている財
産及び終戦に伴う損失により評価困難な財産等であるか、具体的
には、次のようなものである。すなわち、

(1)昭和二十年大蔵省令第九十五号により在外財産として報告され
た財産。この報告を要する在外財産には

(イ)外国にある一切の財産

(ロ)外国居住者の負担となる一切の債権、請求権、銀行預金又は

信用取引

(ハ)外国にある事業、営業又はこれらのものである出資

(ニ)一切の外国居住者により発行せられ又はその者の債務となる

べき一切の有価証券、小切手、諸手形受領証、保険証券その

他の所有権

(ホ)一切の外国の著作権、特許権、商標権及びこれらの契約書又

は許可書

(イ) 日本銀行券、貨幣、政府発行の小額紙幣、臨時補助通貨及び
B号円表示補助通貨以外の一切の通貨、すなわち、外国の通
貨及び

(ロ) その他前各号に準ずるもの
をいうのである。

(2) 賠償指定施設

これは賠償指定を受けたものである。

(3) 連合国内財産の返還に関する政令に規定する財産連合国内財産とは

(イ) 旧敵産管理法の規定により管理せられたことのある財産でそ
の管理に附せられた時に連合国内人が有していたもの

(ロ) 昭和十六年十二月八日以後昭和二十年九月十三日以前におい
て連合国内人、連合国内法人が経営を支配したことのある法人の
当該連合国内人の有する株式が旧敵産管理法の規定により管理

せられたことにより連合国内人が当該法人の経営を支配するこ
とができなくなつた時に当該法人が有していた財産

(ハ) これらの財産の天然果実又はこれにより取得した財産

(ニ) 昭和十六年十二月八日において連合国内人が有していた財産で
当該連合国内人が引き続き有するもの

(ホ) 昭和十六年十二月八日以後昭和二十年九月十三日以前におい
て連合国内最高司令官から同期間中において政府又は日本人に
よる取扱に因り当該財産が侵害されたと認定され、その認定
に基づいて主務大臣が指定するもの

(ヘ) 日本銀行の管理する特殊財産管理勘定に繰り入れられた資金
をいうのである。

(4) ドイツ財産管理令に規定する財産

ドイツ財産とは、ドイツ人の財産、準ドイツ人財産及びドイツ
系法人財産をいうのである。

(5) 野戦郵便局及び海軍軍用郵便局で預け入れた郵便貯金の価値

- (6) 外貨表示の内地預金
- (7) 法施行地外において元利を支払うべき登録国債
- (8) 中国連合準備銀行券等で保険料の払い込みをした生命保険契約に関する権利
- (9) 昭和二十年八月十五日以後朝鮮からの送金等により生じた預金
又は預金の預け替えによる預金
- (10) 臨時貴金属数量等報告令により報告された貴金属で連合国占領軍部隊の管理下に置かれているもの
- (11) 閉鎖機関の発行に係る社債その他の債券 株式、出資及び預貯金等
- (12) 特別経理会社の旧勘定に属することとなつたもの
会社経理応急措置法により旧勘定に属するものとなる財産は、
- (1) 戦時補償等の請求権
- (2) 金融機関に対する預金その他の債権

- イ 国債、地方債を除く手形小切手、株券、出資証券、債権及び社債券
- ロ 特別経理会社及び閉鎖機関に対する債権
- ハ 未払込株金の請求権
- ニ 賠償指定施設
- ヘ 戦時補償請求権の求償権
- ホ ス、金融機関の旧勘定は、指定時において当該金融機関の新勘定以外の財産をいう。

五

問 在外財産等の帰属が明らかとなつた際のこれらの財産の評価方法如何

答

賠償指定施設等についてその処理の方法、補償の方法等が種々あるのでその評価方法を一律に定めることは困難であつて、賠償指定施設等の種類の異なることにその実情に応じて評価額の規定を定めることになるか、他の財産に対する財産移の権衡を失しないよう、その賠償指定施設等か調査時期にあつたものと仮定した場合の評価額により、評価するよう考慮している。

現在までに評価し得ることとなつて評価の規定を定められたものは、連合国外財産、ドイツ財産及び旧勘定財産等であるかいずれも調査時期の時価又は政府の補償額によつてゐる。

六問

答

賠償指定施設の指定が解除され帰属した場合に法人の株式について評価替えをして財産税の課税価格を更正するか
財産税の課税価格計算の基礎となる株式の評価については、中央株式等評価委員会又は地方株式等評価委員会に諮いて決定したものであつて、今後、賠償指定施設の指定が解除された場合に株価に影響することは考えられるか、これを昭和二十一年三月三日当時の価値を改定し、当時の株価に何程の影響があつたかを測定することは技術的にも困難であり、また、これらの株式を有していた者の財産税の課税価格を更正することも煩瑣であり、これによる税収入も極めて少額であると考えられるので、賠償指定施設の指定が解除された場合においても、財産税の課税価格計算の基礎となる株価の改定をしないこととしたのである。

株式等評価委員会

と六 問

財産税の更正決定は、財産税法施行後五年に限られているので、さらにこれを延長しようとする事は、同法の立法の趣旨に反し、国民の既得の権利を害するものではないか

答

財産税は、終戦処理に必要な国庫収入を確保し、且つ、戦時補償特別税とあわせて戦後財政の負担を軽減し、その基礎を確立するために、個人の財産に対して高率の累進税率により課税したものであつて財産税法施行当時においては同法施行後五年以内には、概ね賠償等の処理も終了するといふ考案から、同法施行後五年に限り課税価格の更正又は決定をなし得ることとしていたのであるが、その後の実状は、本年に至つて講和会議が開かれたような次第であるので、財産税のように一回限り、高率な税率により課税される税については、その課税を延期されているものにつき全然課税しないこととする如きことは、既に課税せられた者との負担の権衡もあり適当でないと考えられるので、このような課税延期

財産に限り更正決定をなし得る期間を延長しようとするものである
つて、会計法上の時効の考え方からいつても時効の五年というの
は課税し得るような状態になつてから五年と考へるべきであるか
ら、課税延期財産について更正決定し得る期間を延長することは、
この時効の考え方に反するものではなく、これにより国民の既得
の権利を害する如きことはいないと考へる。

八問

財産税の更正決定をなし得る期間を延長しても、これによる税
収入は概めて僅少と考へられるから、むしろ、この際同法を廃
止しては如何

答

賠償指定施設等の課税を延期されている財産の総額が何程の額
になるかが明らかでないし、また、その課税を延期されている
財産のうち何程か財産税の課税対象となるか明らかでないので、
今回の改正により何程の税収入があるかは目下不明であるが、
しかし、財産の種類としては相当多数のものがあり、もともと
財産税の如き一回限りの概めて高率な財産課税にあつては、賠
償指定施設等課税を延期せられた財産に対しその帰属が明らか
となつた際に財産税を課税しないことは負担の權衡上不公平で
あると考へる。かりに更正決定期限の延長により課税し得る財
産が僅少であるとしても負担の公平の見地から財産税法を廃止
する如きは適當でないと考へる。

九問

財産税法の一部改正による財産税の課税見込如何
賠償指定施設等の課税を延期されている財産の総額が未だ明らかでないので、今回の改正により何程の税収を期し得るかは不明であるが、最近開鎖機關特例経理会社等の整理の完了等により、課税することができるとなつたものの件数は約五〇〇件課税価格で七百万円程度と推定されている。

一〇問

答

臨時財産調査令による申告状況如何

臨時財産調査令による申告は、期限内に申告されたもの約二〇五〇万五千件であつて、同令の規定による申告を要するもの大部分が申告終了したものと認められるが、期限後の申告状況は次のとおりであつて、なお、若干のものについては、申告未済のものがあると考えられる。

区	人員	件数	金額
	千人	千件	千円
昭和二十一年六月以降 同年末までのもの	二九四	四二七	五九二、三二三
昭和二十二年中のもの	一五六	二四四	三二六、一五〇
昭和二十三年中のもの	八七	一二九	一〇四、九四八
昭和二十四年中のもの	五〇	七八	五六三、三一二
昭和二十五年一月以降 同年九月までのもの	三二	五六	九三、〇七四

一〇問

臨時財産調査令によれば、同令により申告されない財産は国庫に没収されることになつてゐるが、これを没収しない理由
臨時財産調査令は、その第二條に示してあるように戦時利得の排除、国家財政の再建、国民経済の安定等を目的とする新税の創設及び確保に資するため設けられたものであつて、同令の申告は、財産税の課税目的を達成すればその目的は達成されたものと考えることのできるものであつて、財産税の課税も大部分その目的を達成したので、今回これを廃止することとしたのである。しかし、なお、財産税の納税義務者の申告未済の財産については、その流通制限を解除しないで、従来どおり申告することのできる途を拓き、申告されたものについては、財産税を徴収することとしたのであつて、臨時財産調査令による申告のない財産を没収することは財産権の自由という点からいつて技術的にもまた、事實上からも適当でないと考えられるので没収しないこととしたのである。

一〇問

答

臨時財産調査令によれば、同令により申告されない財産は国庫に没収されることになつてゐるが、これを没収しない理由
臨時財産調査令は、その第二條に示してあるように戦時利得の排除、国家財政の再建、国民経済の安定等を目的とする新税の創設及び確保に資するため設けられたものであつて、同令の申告は、財産税の課税目的を達成すればその目的は達成されたものと考えることのできるものであつて、財産税の課税も大部分その目的を達成したので、今回これを廃止することとしたのである。しかし、なお、財産税の納税義務者の申告未済の財産については、その流通制限を解除しないで、従来どおり申告することのできる途を拓き、申告されたものについては、財産税を徴収することとしたのであつて、臨時財産調査令による申告のない財産を没収することは財産権の自由という点からいつて技術的にもまた、事實上からも適当でないと考えられるので没収しないこととしたのである。

答

臨時財産調査令は、財産税の課税目的を達成するための措置であつて、現在既に大部分の財産について同令により申告され、財産税の課税目的は達成されたわけであるか、なお、若干の申告洩れの財産があることか予想される。これらの財産について、無条件にその流通制限を解除するとき、申告していなものについて不当に利益を得しめることとなり、他の申告した財産との負担と権衡を失することとなるので、この財産を課税財産に加えることによつて財産税の負担が増え或いは財産税の納税義務者となる者の有するものについてののみ申告を要することとし、その他の者の有するものについては、同令を廃止して、流通制限を解除することとしたのである。

一三、問

臨時財産調査令により申告していない財産につき権利を行使する場合の納税義務のない旨を証する書面の呈示はどのような手続によるか

答

臨時財産調査令廃止後においては、財産種別について納税義務のある者の有する財産についてのみ、同令の流通制限の規定がなお効力を有することとなつてゐるか、金融機関等が未申告の財産について支払を求められた場合には、金融機関等としては、その者が納税義務のある者であるかどうか判明しないので、同令廃止後においても同令による申告をしていない財産につき権利を行使しようとする者に対しては、財産ごとに当該財産の価値を財産税の課税価格に算入してもなお財産種の納税義務のない旨の証明書を税務署から交付を受けこれを呈示して支払を受ける等の方法によつて権利を行使し得ることとなるわけである。